

平成26年6月23日

各 位

株式会社北洋銀行

北洋銀行は日本政策金融公庫と創業・起業支援にかかる連携を強化 ～創業・起業分野での「業務連携・協力に関する覚書」を締結～

株式会社北洋銀行(取締役頭取 石井純二)は、平成26年6月23日付で株式会社日本政策金融公庫北海道内9支店(北海道地区支店代表 札幌支店支店長 堀口幸利)と「創業・起業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。

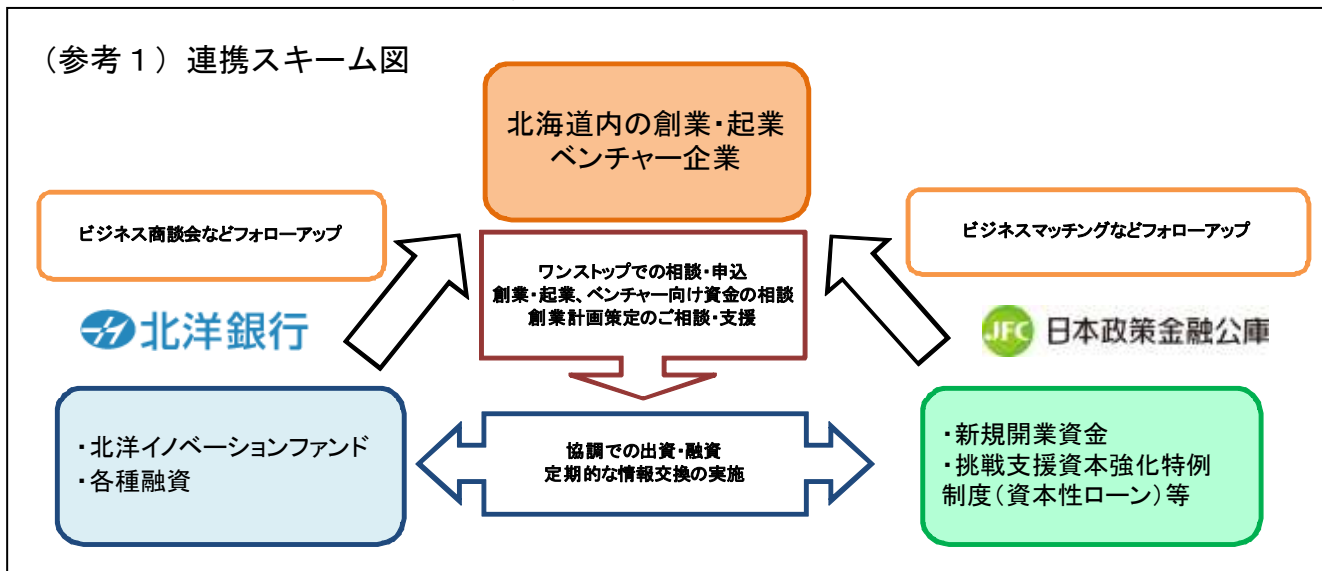
今回の提携は、北海道内における創業・起業を支援するため、両機関の連携を強化するもので、当行の「北洋イノベーションファンド」をはじめとする出資・融資制度と日本政策金融公庫の新規開業資金や「資本性ローン」(挑戦支援資本強化特例制度)をはじめとする融資制度を活用して取り組んでいくものです。

- *「北洋イノベーションファンド」は、技術・商品・ビジネスモデル等に特長や優位性があり、成長が見込まれる道内企業のイノベーション活動を株式引受により支援することを目的として組成したファンドです。
- *「資本性ローン」は、創業・新事業展開等に取り組む企業の財務体質強化を図るために資本性資金を供給する融資制度で、ベンチャー企業が利用しやすい制度設計となっています。

従来から、当行は日本政策金融公庫と連携して地域経済の活性化に取り組んでまいりましたが、今後も両機関の特性を活かしつつ、相互にノウハウを補完、共有することにより、創業・起業者の資金ニーズに幅広く対応できるものと考えております。

今後も当行は日本政策金融公庫と連携の充実により地域経済の活性化に取り組んでまいります。

(参考1) 連携スキーム図



(参考2) 北洋イノベーションファンドの概要

北洋イノベーションファンド	
ファンド総額	5億円
ファンド期限	平成32年3月31日(但し個別の投資期間は5年以内)
投資対象先	原則道内に本拠地を有する中小企業(業種は問いません) ・技術・商品・ビジネスモデル等に特長・優位性を有し成長が期待できる企業 ・株式公開を予定していない企業も対象とする
1社あたり投資金額	30百万円以内(但し発行済株数の50%未満)
投資方法	種類株式を引受する ・原則無議決権株式を引受する ・引受株式に取得請求権(=買戻請求権)を付し、ファンド期限までに当該企業、企業オーナー等が買戻する

(参考3) 資本金ローン(挑戦支援資本強化特例制度)の概要

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3,000万円	3億円
融資期間	7年以上15年以内(期限一括償還)	7年、10年または15年 (期限一括償還)
融資利率	利率は、業績に応じて以下のとおり設定し、毎年見直しを行う。	
	7年～9年 ⇒ 6.60%, 3.75%, 0.90%	7年 ⇒ 5.65%, 4.05%, 0.40%
	10年～12年 ⇒ 7.00%, 3.95%, 0.90%	10年 ⇒ 6.00%, 4.30%, 0.40%
	13年～15年 ⇒ 7.25%, 4.10%, 0.90%	15年 ⇒ 6.30%, 4.55%, 0.40%
		※新事業型資本金ローン利率
判定方法	売上高 減価償却前経常利益率	使用総資本 減価償却前経常利益率
担保・保証人	無担保・無保証人	
金融検査上の取扱い	本制度に基づく借入金は、金融機関が行う債務者区分判定において自己資本とみなすことができる。	
償還順位	法的倒産時には、全ての債務(償還順位が同等以下のものを除く)に劣後する。	